

速度取締り指針

令和3年1月

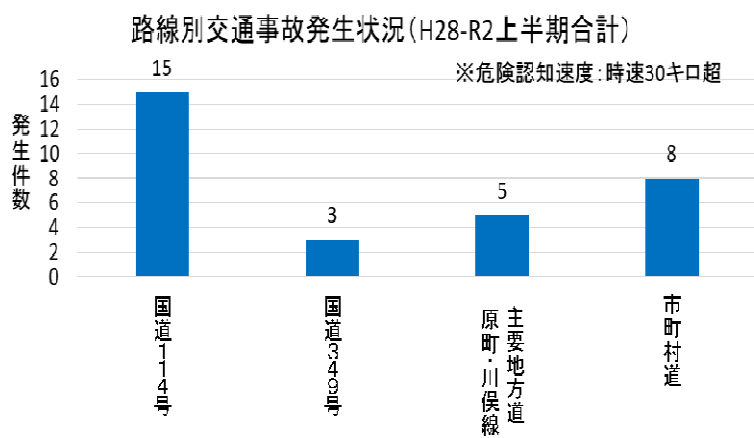
福島警察署
川俣分庁舎

1 福島警察署川俣分庁舎の速度取締り重点路線

路線	地域(伊達郡川俣町以下)	規制速度	重点時間帯
国道114号	羽田、小綱木地内	60km/h	6:00～12:00, 14:00～20:00
国道349号	小島、大綱木地内	60・40km/h	12:00～16:00
主要地方道原町・川俣線	飯坂地内	40km/h	6:00～12:00, 14:00～18:00

※ 重点路線以外の場所・時間帯であっても、速度取締りを実施します。

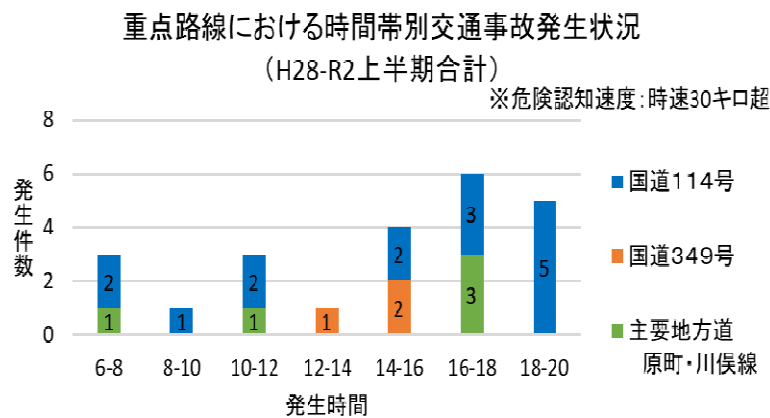
2 重点路線における人身交通事故発生状況



【路線別発生状況】

過去5年間(平成28年～令和2年)の上半期(1月～6月)に発生した交通事故のうち、事故発生時に危険を感じた時の速度(危険認知速度)が30km/h超過の交通事故は

- ・ 国道114号
 - ・ 国道349号
 - ・ 主要地方道原町川俣線
- で多く発生している。



【時間帯別発生状況】

国道114号では

6:00～12:00、14:00～20:00

国道349号では

12:00～16:00

主要地方道原町・川俣線では

6:00～12:00、16:00～18:00

の時間帯で危険認知速度が30km/h超過の交通事故が多発している。

3 その他の交通指導取締り要点

- ・ 横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締りを強化
- ・ 児童・生徒の通学時間帯の交通指導取締りを強化
- ・ 事故多発交差点での交通指導取締りを強化
- ・ あおり運転等悪質運転の交通指導取締りを強化
- ・ シートベルトや携帯電話違反の交通指導取締りを強化

